

武豊町寄附受納道路の取り扱い基準

(目的)

第1条 この基準は、私有地を道路として寄附受納することについて必要な事項を定めることにより道路の効率的な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「道路」とは、一般交通の用に供するものをいう。

(寄附受納基準)

第3条 寄附を受ける道路は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- (1) 道路の有効幅員は、4 m以上であること。
- (2) 起終点がそれぞれ4 m以上の公道に接続しなければならない。ただし、道路が袋路状等になる場合は、都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第4条に規定する開発行為で、次に掲げる基準に適合していなければならない。
 - 1) 道路幅員6 m以上(住宅系)であること。
 - 2) 道路の延長が50 m以下であること。
 - 3) 終点に自動車の回転路を設けること。
- (3) 交差する部分には、隅切りがあること。
- (4) 24 cm以上の両側側溝が設置され排水路の流末処理が完全なもの。
- (5) 縦断勾配は、道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)による。
- (6) 道路舗装が完全なもの。
- (7) 境界がコンクリート杭などの境界標で明示されていること。
- (8) 所有権移転が即座にできること。
- (9) 土地に所有権以外の権利が設定されていないこと。

2 道路を拡幅し寄附する場合は、次の各号による。

- (1) 市街化調整区域内の道路で拡幅部分を寄附する場合は、起点から終点(それぞれ4 m以上の公道に接する点、または袋路状等のもので一方が4 m以上の公道に接する点)まで全線道路幅4 m以上とし、前項第3号、第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号を適用する。ただし第4号については両側側溝でなくてもよいこととする。
- (2) 市街化区域内において、認定道路の拡幅部分を寄附する場合は、道路中心線より2 m以上とし、前項第7号、第8号及び第9号を適用する。認定外道路の拡幅部分を寄附する場合は前号を準用する。

3 道路の構造等は、別記のとおりとする。

(事前協議)

第4条 寄附しようとする道路の新設等の計画及び工事の実施については、あらかじめ町道寄附事前協議書(以下「協議書」という。)(様式1)を町長に提出し、その

承認を受けるものとする。

(各関係機関との調整)

第5条 他法令等に基づく各関係機関の許可又は認可を必要とするものは事前に調整しなければならない。(建築、農地転用、愛知用水等)

(本申請)

第6条 寄附しようとする道路の新設等の工事が完了したときは、速やかに町長の検査を受け検査合格後に、町道寄附申請書(以下「申請書」という。)(様式5)を提出するものとする。

(添付書類)

第7条 協議書及び申請書には、それぞれ次の書類を添付しなければならない。

(1) 協議書に添付する書類

位置図、土地整理図の写し、実測平面図、計画平面図、道路縦断図、道路横断図、各構造物詳細図

(2) 申請書に添付する書類

位置図、土地整理図の写し、地積測量図、隣地所有者の境界線確認書(印鑑を押したもの)、寄附しようとする土地の登記簿謄本、登記承諾書、印鑑証明書、愛知用水路転用負担金納入証明書、検査結果通知書の写し

(雑則)

第8条 この基準に定めのない事項については、その都度町長が定める。

附 則

1 この基準は、平成13年4月1日から施行する。

2 寄附採納の取り扱い基準について(平成2年10月1日適用)は廃止する。

なお、平成13年3月31日までの寄附採納道路申請については、従前のおりとする。

(寄附受納基準)

別記

- (1) 道路幅員は、4.0m 以上とし接続部分は隅切を設けること。
- (2) 両側に 240 mm以上の側溝 (蓋付) を布設すること。
- (3) 側溝の排水勾配は、0.5% 以上とすること。
- (4) 側溝は、C K U 型又は P U 3 型とし、排水勾配が取れない場合は、可変側溝を使用すること。
- (5) 側溝蓋は、10mに 2 箇所ダクタイル鋳鉄製グレーチング蓋を使用すること。
- (6) 隅切長は、3mとすること。
- (7) 舗装の構成は、表層工 (密粒度 A S、厚さ 5 cm)、路盤工 (RC-40、厚さ 20 cm) とすること。
- (8) 道路の必要な箇所には、集水樹を設置すること。